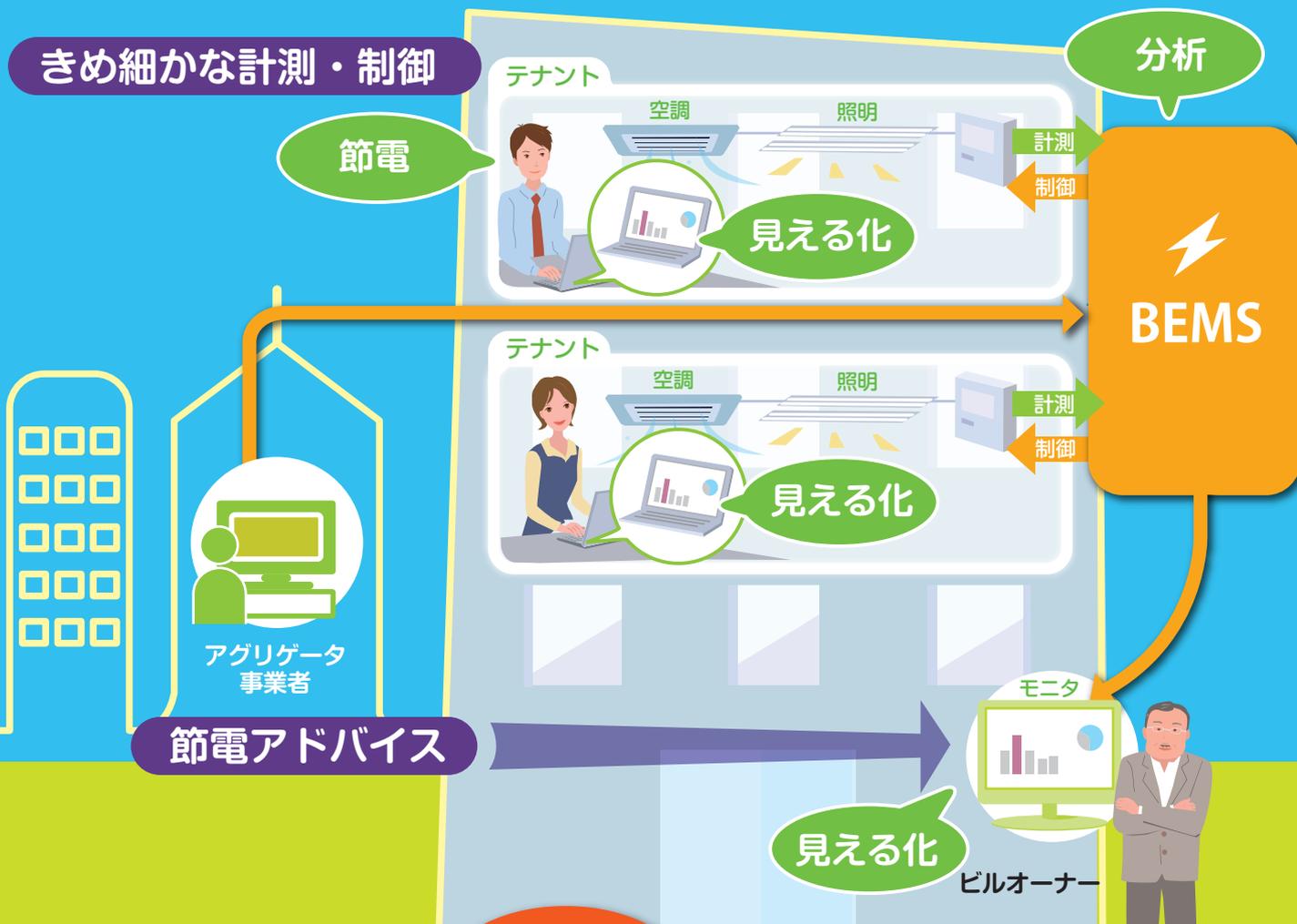


平成25年度
限り!

補助金制度のご案内

中小テナントビル向けにBEMSの導入を支援します。

〈平成25年度 予算〉2億6千万円
国のBEMS補助金の交付決定を受けた機器が対象です



このようなお悩みありませんか？

- ➡ エネルギーコスト上昇への対応
- ➡ 快適性と経済性の両立を図り、テナント満足度の向上

**BEMSで
解決!**

BEMSを通じたエネルギー管理支援サービスの導入

- ★ “デマンド管理”により契約電力を削減（基本料金の削減）
- ★ “電力使用量の見える化”により無駄な電気を削減し、ビル入居者の「賢い節電」を支援

詳しくは、クール・ネット東京ホームページ内の募集要項をご覧ください。
申請様式や具体的なQ&Aも掲載しています。



クール・ネット東京

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）

住所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎16階（中央）

TEL 03-5320-7871 FAX 03-5388-1387

URL <http://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/bems/>

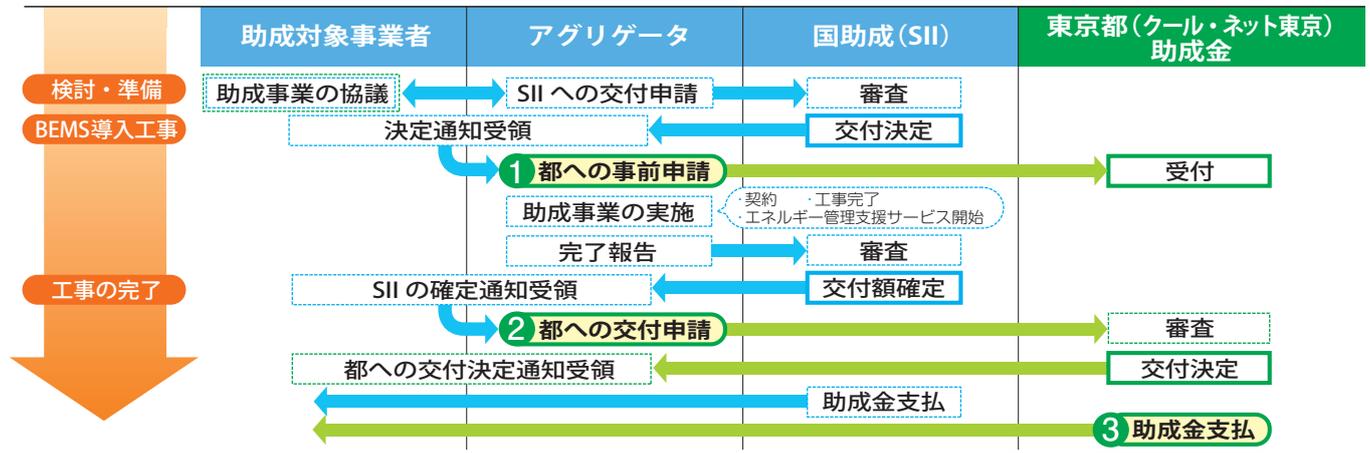
受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9:00～17:00

▶ 助成事業手続きの流れ

- 1 一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という）の交付決定通知をもって、都（クール・ネット東京）に「事前申請」を行います。
- 2 SIIの交付決定通知をもって、都（クール・ネット東京）に「交付申請」を行います。
- 3 都（クール・ネット東京）の交付決定通知をもって、助成対象事業者は助成金の請求を行います。都は、当該請求に基づき、助成金を支払います。

※東京都の助成金は、SIIの助成対象額に基づき助成額を確定します。SII助成金との併用を希望する方は、都の助成要件を満たしたうえで、SIIへの交付申請を行っていただく必要がありますので事前にアグリゲータとのご相談をお勧めいたします。

▶ 本事業の流れ



▶ 助成対象事業者

- 都内の中小テナントビルにおいて、SIIの交付決定を受けた対象システム・機器を設置する中小企業者等であることとします。
※中小企業基本法第2条第一項に定める中小企業者、又は会社法に定める資本金10億円未満の法人等をいいます。
※その他 リース等のサービスを利用していただくことも可能です。詳しくはクール・ネット東京にお問い合わせください。

▶ 助成対象事業所

- 助成対象事業所は、建物の主たる用途が「事務所」であることとします。
※複合用途の建築物の場合は、事務所用途の面積が、当該建築物の床面積の2分の1以上を占めていなければなりません。
- 助成対象事業所において、テナント事業者（BEMS設置者であるビルオーナー等とは別法人の事業者）が1事業者以上入居していることとします。

▶ 交付条件

- BEMSを設置する事業所（助成対象事業所）において、「事前申請」時に、東京都の「地球温暖化対策報告書制度」における報告書の提出が行われていることとします。
- テナント事業者が、ビルオーナー等とBEMSアグリゲータとの間で締結するエネルギー管理支援サービス契約において、自ら使用する部分（専有部）の電力使用量の計測、表示端末による「見える化」が行われることとします。

▶ BEMS設置後の報告等

- 助成対象事業者は、BEMSを設置した日から6か月経過後、1年以内にクール・ネット東京が実施する省エネルギー診断を受けることとします。
- 助成対象事業者は、BEMS設置後1年間の電力使用量の実績（専有部を含む）、及び省エネルギー診断の結果を報告することとします。

▶ 助成対象経費・助成額

- SIIにより交付決定された補助対象経費（設備費・工事費）を対象に、都の条件を満たす場合、その4分の1の額を助成します。ただし、250万円を限度とします。

▶ 事前申請及び交付申請手続き

- 助成対象事業者は、BEMSアグリゲータを経由して交付申請書類等の提出を行うこととします。

▶ 交付申請期間

- 平成26年3月14日（金）まで（必着）に、SIIの交付決定通知の写しとともに、都の助成金交付申請を行うこととします。